

非常変災時の臨時休業規定

関西高等学校

- (1) 以下の「警報」のいずれかが午前 7 時から始業時刻（8 時 40 分）の間に岡山市に発令されているときは臨時休業とする。

「特別警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「大雪警報」

ただし、岡山市以外の居住地に上記の警報が発令されており、岡山市には発令されていないときは、当該生徒は登校を控えること。その場合は出席扱いとする。

【例】倉敷市に警報が発令されており、岡山市に警報が発令されていないときの倉敷市に居住の生徒。

- (2) 始業後に発令された上記警報については、協議の上対応を検討する。